

指定管理者が直接行う業務（生涯学習事業・社会教育事業）

- 1 静岡市生涯学習施設条例第3条第1号から第5号に掲げる事業（以下「生涯学習事業」という。）の実施に関すること。

生涯学習施設の設置目的を達成するために、次に掲げる事業を実施すること。これらの事業については、静岡市生涯学習推進大綱に基づき、幅広い市民に対して、ライフステージに応じた学習機会が提供されるよう取り組むこと。

また、人口減少・高齢化や情報化の進展等にもともなう地域社会の変容を受けて、生涯学習交流館が地域コミュニティの核として、住民相互の対話や相互扶助による地域づくり・共生社会の形成に寄与する「学びのサイクル」（人材育成）構築に取り組むこと。

- (1) 生涯学習に関する各種講座、講演会等の開催に関すること。

ア 年間 61 回以上の各種講座、講演会、公演等（以下「講座等」という。）を開催すること。なお、生涯学習事業の打合せ、会議、交流館まつり、学習発表会、展示事業、館報の発行等は講座等の回数に含めない。

イ 講座等の分野を下表のように定め、a から l までを現代的課題及び地域課題（以下「現代的課題等」という。）とする。

分野総称	個別分野群
a 人権共生	1. 憲法 2. 人権 3. 多様性の尊重 4. 男女共同参画 5. DV 6. 多文化共生 7. 社会的包摂 ※1（1）カ参照
b 政治時事	1. 政治 2. 宗教 3. 経済 4. 国際関係 5. 戦争体験 6. 時事問題
c 情報通信	1. 情報リテラシー 2. メディアリテラシー 3. 知的財産 4. デジタルデバイドの解消 ※1（1）キ参照
d 職業労働	1. 職業能力の向上 2. キャリア観の形成 3. 就労支援 4. 労働問題 5. 農林漁業体験
e 科学技術	1. 科学 2. 技術 3. 伝統工芸
f 環境自然	1. 環境問題 2. 自然保護 3. 自然体験 4. 資源エネルギー問題
g 健康医療	1. 健康づくり 2. 医療 3. 介護 4. こころの健康
h 防犯防災	1. 防災 2. 減災 3. 被災時の対応 4. 救命救急 5. 防犯まちづくり 6. 交通安全
i 子育て教育	1. 子育て 2. 教育 3. 読書 4. 読み聞かせ
j 食育食の安全	1. 食育 2. 地産地消 3. 地域食材 4. 食の安全
k 生活設計	1. 消費者問題 2. 年金 3. 金融 4. 保険 5. 税金 6. 生活設計 7. ライフプラン
l 郷土地域	1. 郷土理解 2. 地域理解 3. 地域産業 4. 地域交流 5. お茶のまち
m 市民主体のまちづくりを推進する人材の育成	※1（2）参照
n 教養の向上・趣味等	
o 体育・レクリエーション	
p その他	

ウ 社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むために、人々が学習する必要がある現代的課題等を扱った講座等を、分野の偏りなく開催すること。なお、現代的課題等のうち5分野以上取り組むこと。

- エ 単発の講座等だけでなく体系立った学習ができるよう連続した講座等を開催すること。
 - オ 大学等の高等教育機関の教授・准教授等、医師、弁護士、企業等の高度な知識・技術を有する専門家を講師とした講座等を年間1回以上開催すること。
 - カ 「誰一人として取り残さない」社会的包摂の実現に資する障がい者や外国人、性的少数者への理解を促進する講座等を開催するよう努めること。
 - キ デジタルデバイドの解消に資する高齢者を対象とした講座等を年間1回以上開催すること。
 - ク 地域の特色を活かした講座等を開催すること。
 - ケ 地域や学校と連携した講座等を開催すること。講座の開催にあたっては、地域等の実情を把握し、課題解決に取り組むような内容とすること。
 - コ 行政機関や他の公共施設と連携し、行政の施策や制度理解に寄与する講座等を開催すること。
 - サ 生涯学習団体の立ち上げを促す講座等を開催すること。
 - シ 会費は、次のうち高い方の金額を募集定員で割り、1人あたりの金額を算出することを目安とするが、講座等の目的や対象、内容等に沿った金額を設定できるものとする。
 - (ア) 報償費以外のすべての経費
 - (イ) すべての経費の3分の1
 - ス 受講生を対象にアンケート調査を行うこと。
 - (ア) アンケート調査を実施する際は、事業の評価と課題を把握できる質問項目を設定すること。
 - (イ) 受講満足度を市が定めた方法で調査すること。
 - セ 講座等を開催する際は、次に掲げる事項に注意すること。
 - (ア) 講座等に係る市の広報紙への掲載依頼については、生涯学習推進課を通じて行うこと。
 - (イ) 講座等の目的を達成できるよう、講師との打合せを綿密に行うこと。
 - (ウ) 必要に応じて託児を実施すること。
 - (エ) 運営が円滑に行われるよう職員を配置すること。
 - (オ) 参加者同士の交流を促すよう努めること。
- (2) 市民主体のまちづくりを推進する人材の育成(分野m)に関すること。
- ア 市民主体のまちづくりを担うシチズンシップに富んだ人材を養成する連続3回以上の講座等の開催に務めること。
 - イ 前項の講座については、講座等の企画にあたり、各地域の課題や住民ニーズを捉え、かつ「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」の要件に準じた内容とすること。「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」の要件は、資料1・別記1「こ・こ・に対象講座(専門課程)の要件」のとおり。
 - また、講座終了時には資料1・別記2「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に共通アンケート」を参考にアンケートを実施し、シチズンシップが身についた人の割合(資料1・別記2項目⑦)を調査すること。
- (3) 市民、大学、市民活動団体等との地域における連携及び協力並びにこれらの支援に関すること。
- ア 地域における市民の交流の機会を設け、生涯学習交流館を地域の中核施設とするため、交流館まつり等を年間1回以上開催すること。
 - イ 事業の実施に当たっては、下記の各種団体等と協働するよう努めること。

- (ア) 地域住民、利用者等
 - (イ) 自治会等地縁団体
 - (ウ) 市民活動団体
 - (エ) 学校、高等教育機関
 - (オ) 企業
 - (カ) 行政機関
 - (キ) その他協働することで施設の設置目的が達成される団体
- (4) 市民の自発的な学習活動の機会の提供に関すること。
- ア 学習の成果発表の場を設けるため、学習発表会や展示事業を年間1回以上開催すること。なお、交流館まつり等と同時に開催することができる。
 - イ 主催講座修了生の継続的な学習活動への支援を行うこと。
 - ウ 生涯学習団体の名簿を作成し、必要に応じて情報を提供すること。
 - エ その他、市民の自発的な学習活動の機会を提供すること。
- (5) 生涯学習に関する情報の収集及び提供並びに相談に関すること。
- ア 生涯学習に関する情報を広く収集し、提供すること。
 - イ 生涯学習に関する相談を実施すること。
 - ウ 施設利用者や地域住民に対し、講座等、生涯学習団体、施設及び地域の情報等の紹介を行う館報を月1回程度発行すること。
 - エ 講座等について、チラシや情報誌、インターネットの活用等により広報すること。
 - オ 視察、施設見学、インターンシップ、各種照会に対応すること。
- 2 社会教育事業（高齢者学級、家庭教育学級及び女性学級）の実施に関すること。
- (1) 高齢者学級、家庭教育学級、女性学級を開催すること。ただし、館の状況により開催が必要でないと認められる場合はこの限りでない。
- (2) 会費は次のうち高い方の金額を募集定員で割り、1人あたりの金額を算出することを目安とするが、講座等の目的や対象、内容等に沿った金額を設定できるものとする。
- ア 報償費以外のすべての経費
 - イ すべての経費の3分の1
- (3) 各学級で、受講生を対象にアンケート調査を行うこと。
- ア アンケート調査を実施する際は、事業の評価と課題を把握できる質問項目を設定すること。
 - イ 受講満足度を市が定めた方法で調査すること。
- (4) 高齢者学級の実施に関すること。
- 高齢者学級は、高齢者が新たな知識、技術を学ぶとともに、仲間づくりや異なる世代間の交流をとoshi、豊かな人生を送ることを目的とする。
- ア 静岡市内に在住する60歳以上の人を対象とすること。
 - イ 学級生が主体的に学習活動を行うため、学級運営への支援を行うこと。
 - ウ 年間おおむね5回以上の講座等を開催すること。
 - エ 現代的課題等を学級ごとに2分野以上扱うこと。
 - オ 大学等の高等教育機関の教授・准教授、医師、弁護士、企業等の高度な知識・技術を有する専門家を講師とした講座等を年間1回以上開催すること。
- (5) 家庭教育学級の実施に関すること。
- 家庭教育学級は、子の保護者が家庭教育に必要な現代的課題等について学び、仲間を

つくることにより、子どもたちの健やかな成長を促し、豊かな人間性を育むことを目的とする。

ア 静岡市内に在住する、乳幼児から中学生までの子の保護者を対象とする。なお、対象者をさらに限定することができる。

イ 学級生が主体的に学習活動を行うため、学級運営への支援を行うこと。

ウ 年間おおむね5回以上の講座等を開催すること。

エ 現代的課題等を学級ごとに1分野以上扱うこと。

オ 学級生の希望に応じて、託児を実施すること。また、学級生の募集の際に、託児の実施について明示すること。託児費用については、託児利用者からその経費の3分の1程度を徴収することができる。

(6) 女性学級の実施に関すること。

女性学級は、女性が現代的課題等について学び、従来の性別役割分担意識を見直し、仲間をつくることにより、より一層社会に参画することを目的とする。

ア 静岡市内に通勤・在住する女性を対象とする。なお、対象者をさらに限定することができる。

イ 学級生が主体的に学習活動を行うため、学級運営への支援を行うこと。

ウ 年間おおむね5回以上の講座等を開催すること。

エ 現代的課題等を学級ごとに1分野以上扱うこと。

オ 学級生の希望に応じて、託児を実施すること。また、学級生の募集の際に、託児の実施について明示すること。託児費用については、託児利用者からその経費の3分の1程度を徴収することができる。

「こ・こ・に」対象講座（専門課程）の要件

- 1 市民主体のまちづくりを担うシチズンシップ（※）に富んだ人材の養成に資する講座であること。
ただし、周知啓発を目的としたものや、職業人養成を目的としたものは除く。

※シチズンシップとは、市民であること。ただ住んでいるだけの住民から一歩踏み出して、自分の周囲や地域、自分の住むまちをよくしたいと、積極的にまちづくりに関わろうとする公共意識（静岡シチズンカレッジ こ・こ・に基本理念より）

- 2 「こ・こ・に」の3つの基本方針（下記）に基づく3つの力（構想力、行動力、人間力）を育むためのプログラムを備えていること。または、今後この基本方針に基づいた運営を検討できる講座であること。

	基本方針	到達目標（例）	学習手法（例）
①	ビジョンを描く <u>構想力</u> を育む	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や社会の現状、抱える課題について知る事ができる ・こんな社会になってほしいというビジョンが描ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・講義 ・講演会
②	ビジョンの実現に向けて力強く進む <u>行動力</u> を育む	<ul style="list-style-type: none"> ・直接現場を体験し、現状や課題を実感することができる ・ビジョンを実現するために、自ら取り組みたいことが見つかる 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地視察 ・演習 ・実習
③	共に行動する仲間を引きつけ魅了する <u>人間力</u> を育む	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な人と考えや意見を交換することができる ・今後、一緒に活動したい、または協力してもらいたい人と出会える 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク ・グループディスカッション

- 3 受講対象は、おおむね 18 歳以上であること。
ただし、年齢、性別、居住地等により対象者を限定することができる。
- 4 受講者の募集は公募によって行われること（原則志望動機等により選考を行う）。
- 5 講座回数はおおむね全 5 回以上で、連続講座であること。
- 6 静岡市が主体となって運営する講座であること（委託、指定管理を含む。協賛・後援等は除く）。

＜地域チャレンジ学部＞

「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」共通アンケート

令和 年 月 日

講座名： _____

①	地域や社会の現状、抱える課題について知る事ができましたか。	はい いいえ
②	直接現場を体験し、現状や課題を実感することができましたか。	はい いいえ
③	多様な人と考えや意見を交換することができましたか。	はい いいえ
④	こんな社会になって欲しいというビジョンは描けましたか。	はい いいえ
⑤	そのビジョンを実現するために、自ら取り組みたいことは見つかりましたか。	はい いいえ
⑥	今後、一緒に活動したい、または協力してもらいたい人と出会いましたか。	はい いいえ
⑦	今後、地域や社会を良くするために行動していきたいと思えますか。	はい いいえ

◆「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」の講座情報はどこでご覧になりましたか。あてはまるものにチェック☑をつけてください（複数回答可）。

広報しずおか 静岡市ホームページ 静岡市公式LINE・Twitter

ここにお通信 口コミ・紹介

「こ・こ・に」パンフレット

↳【場所： 静岡鉄道各駅 生涯学習施設 文化施設 各区役所

近隣のスーパーマーケットやホームセンターなどの商業施設】

「こ・こ・に」ポスター ➡【場所： 生涯学習施設 文化施設 各区役所】

修了生インタビュー動画

↳【場所： 静岡鉄道改札口・ セノバ地下通路・ 市ホームページ・ YouTube】

その他【 _____ 】

◆その他、「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」に対するご意見・ご要望等があればお聞かせください。

ご協力ありがとうございました。

指定管理者が直接行う業務（施設利用・施設維持管理ほか）

1 生涯学習交流館の利用に関すること。

(1) 利用許可申請の受付、利用許可等に関すること。

利用許可は、静岡市生涯学習施設条例第6条及び静岡市生涯学習施設条例施行規則の規定のとおり取り扱うものとする。また、利用許可に際して、必要があるときは利用の条件を付し、又は利用の許可を取り消す等の措置を講ずること。

(2) 利用の制限に関すること。

ア 静岡市生涯学習施設条例第7条の各号に該当するときは、施設及び器具の利用を許可しないことができる。

イ 静岡市生涯学習施設条例第14条の各号に該当するときは、施設及び器具の利用の許可の条件を変更し、又は利用を停止させ、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

ウ 静岡市生涯学習施設条例第15条の各号に該当するときは、生涯学習交流館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(3) 生涯学習交流館の施設及び器具の利用に関すること。

ア 施設等の利用に当たっての貸出手続、指導等に関すること。

(ア) 利用者へ使用上の注意を説明すること。

(イ) 附属設備、図書、備品等について、利用者が円滑に利用できるよう必要な貸出手続、指導、助言等の支援を行うこと。

イ 利用に関する問い合わせとその対応に関すること。

ウ 施設利用のための書類及び団体利用者に対する利用の手引（施設紹介パンフレット等）の作成に関すること。

エ 駐車場、駐輪場の管理に関すること。

オ 各生涯学習交流館の利用統計等に関すること。

カ 衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。

(4) 地域でまちづくり活動を行う団体への対応

自治会等の地域でまちづくり活動を行う団体が施設を利用する際は、指定管理者の持つノウハウやネットワーク等を提供することにより、活動の支援、協力を行うこと。

(5) 生涯学習団体認定における付随業務

静岡市生涯学習施設条例第8条第3号及び第9条第2項の規定による生涯学習団体の認定は市が行うが、生涯学習団体への周知、説明会の開催、連絡調整、申請書や生涯学習施設利用者登録票等の受付、内容の不備等の点検及び精査、確認及び集約、認定団体に関するリストデータの提出及び管理、認定通知書の配付その他認定に付随する業務について実施すること。

2 生涯学習交流館の施設及び設備の維持管理等に関すること。

施設及び設備の維持管理等については、資料2・別表「船越生涯学習交流館の施設及び設備の維持管理業務等一覧表」のとおりとする。また、前記一覧表に記載の業務の仕様は、原則として別冊「生涯学習交流館の施設及び設備の維持管理業務等仕様書」のとおりとし、これによらない場合は、市と別途協議する。施設及び設備の維持管理に係る業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。関係法令が改正された場合は、その対応について市と協議を行うこと。

(1) 建築物の保守管理

建築物の美観を維持するとともに、利用者の安全かつ円滑な利用に供すること。（複合施設

については、共用部分を含む。) また、特殊建築物点検を3年ごとに実施すること。

(2) 各種設備の保守点検

各種設備は、日常点検、法定点検、定期点検等を行い、所期の性能を維持すること。

(3) 建築設備運転保守管理業務

施設が正常に機能を発揮し、円滑かつ最良の状態で運営できるよう必要な業務を実施すること。

(4) 環境維持管理業務

施設的环境を維持し、美観の維持に心がけ、公共施設として快適な空間を保つために必要な業務を実施すること。

(5) 施設及び設備に係る始業及び終了点検などの日常の利用関係業務を行うこと。

(6) 施設等修繕

施設及び設備に係る大規模修繕は市が実施し、小破修繕は指定管理者の責任で実施すること。

ただし、小破修繕の内、1件の額(市直営施設との複合施設における共用部分については、生涯学習交流館が負担すべき額)が30万円を超えるものは市と協議すること。

(7) 保安警備業務

ア 施設内の事故、盗難、破壊等の犯罪行為及び火災等の災害の発生を防止し、財産等の保守警備に万全を期すること。

イ 病気及び怪我人が発生したときは、直ちに状況を確認するとともに、医療機関に引き継ぐなど、迅速かつ的確な対応をとること。

ウ 館内で発生した事故等の処理及び連絡調整は、市と協議して実施すること。

エ 閉館時間中の防犯及び火災等警備(機械警備)に万全を期すること。

(8) 非常時対策マニュアルの作成、従事者への指導及び訓練の実施

(9) その他施設等の維持管理に必要な業務

3 防火管理に関する業務

指定管理者は、船越生涯学習交流館に1人以上甲種防火管理者の資格を有するもの(以下「防火管理者」という。)を配置すること。

また、防火管理者には管理権原者(静岡市長)から管理権限が付与されるので、防火管理業務を適切に実施するとともに、防火管理上必要な事項に関する知識の習得に努めること。

4 災害時の対応に関する業務

地震、風水害、火災等の大規模な災害が発生した場合、又は発生することが予想される場合は、生涯学習交流館を管理する者として必要とされる対応については、別途締結する「災害時等における施設利用の協力に関する協定」によるものとする。

また、災害対応に関する情報共有のため、地域等の要請に応じて施設における会合・訓練等の実施の支援や地域で開催される防災会議等へ出席すること。

船越生涯学習交流館の施設及び設備の維持管理業務等一覧表（令和6～令和8年度）

業務名	施設名	費目	実施回数	生涯学習交流館
				船越
1	特殊建築物点検 (3年ごと)	手数料	年1回	○ (R11年度実施)
2	建築設備定期点検	手数料	年1回	○ (R7年度実施)
3	防火設備点検	手数料	年1回	
4	建築物環境衛生管理	委託料	毎月	
5	空調設備保守点検	委託料	年2回	
6	空調フィルター清掃	委託料	年1回	
7	フロン排出抑制法に係る定期点検(3年ごと)	委託料	年1回	
8	自動ドア保守点検	委託料	右記参照	○年回 (令和7年度から)
9	昇降機保守点検	委託料	右記参照	○年4回
10	電話交換設備保守点検	委託料	右記参照	
11	自家用電気工作物 保守点検	委託料	隔月	
12	非常用発電機保守点検	委託料	年1回	
13	消防設備保守点検	委託料	年2回	○
14	防火対象物点検	手数料	年1回	○
15	電動シャッター保守点検	委託料	年1回	○
16	ホール音響設備保守点検	委託料	年1回	
17	ホール照明設備保守点検	委託料	年1回	
18	ホール舞台機構 (吊物)保守点検	委託料	年1回	
19	ホール電動式移動観覧席 保守点検	委託料	年1回	
20	浄化槽法定検査	手数料	年1回	
21	合併浄化槽維持管理	委託料	右記参照	
22	日常清掃	委託料	毎日	
23	定期清掃	委託料	年2回	○
24	便所清掃	委託料	毎月7回	○
25	樹木等管理	委託料	年1回	○
26	貯水槽(高架水槽)清掃(水 質検査含む)	委託料	年1回	
27	警備	委託料	通年	○
28	廃棄物収集運搬・処分	委託料	年2回	○
29	簡易専用水道法定検査	手数料	年1回	
30	ピアノ調律	手数料	年1回	○
31	複写機賃借	使用料及び賃借 料	通年	○
32	清掃用具賃借	使用料及び賃借 料	通年	○
33	図書システム賃借	使用料及び賃借 料	通年	
34	遊具点検	委託料	年1回	
35	地下タンク漏洩検査	手数料	年1回	

○印は、指定管理者が単独で実施する。(●印は、令和4年度より市直営実施から指定管理者実施に移管)

清水区生涯学習交流館使用料徴収事務委託契約書

委託者 静岡市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間に、静岡市の歳入金の徴収事務の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、この契約を誠実に履行するものとする。

（委託業務）

第2条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

令和6年度 市生涯委第 号 清水区生涯学習交流館使用料徴収事務

（委託業務の要領）

第3条 委託業務の要領は、次のとおりとする。

（1）委託業務の内容

清水区生涯学習交流館使用料徴収事務（口座振込による支払に係るものを除く。）
詳細は、別紙1 清水区生涯学習交流館使用料徴収事務仕様書のとおり

（2）委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（3）委託料 金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）

（委託業務の取扱）

第4条 乙は、この契約に定めるもののほか、法令及び静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の定めるところにより、委託業務を取り扱うものとする。

（委託業務の報告）

第5条 乙は、委託業務の実施について毎月報告書を作成し、甲に提出するものとする。

2 甲は、必要があると認めるときはいつでも、乙に対し委託業務の処理状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

3 乙は、委託業務完了報告書を委託期間終了後、速やかに甲に提出しなければならない。

4 第10条第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、解除後60日以内に前項に準じた報告書を甲に提出するものとする。

（委託料の支払）

第6条 乙は、第3条第3号に係る委託料を別表により甲に請求するものとし、甲は、各回の乙の請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

ただし、静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）第47条の2に規定する定期支払による場合は、定期支払申込書に基づく定期支払により支払うものとする。この場合にあつては、乙は請求書の提出を要しない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。

(個人情報の保護に関する事項)

第8条 乙は、委託業務を実施するに当たり、個人情報の保護に関する取扱仕様書(別紙2)に定める事項を遵守しなければならない。

(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)

第9条 乙は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として委託料の10分の2に相当する額を甲に支払わなければならない。この契約が履行された後においても、同様とする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令又は独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) 乙又はその役員若しくは使用人が、独占禁止法第11章の規定又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条の規定に該当して有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項の規定による損害賠償金の額を超える場合においては、甲が当該超過する金額の賠償を乙に請求することを妨げるものではない。
- 3 第1項の規定に該当したことによりこの契約を解除された場合において、静岡市契約規則(平成15年静岡市規則第47号)第47条第3項の規定により契約保証金額に相当する額を支払うときにおいても、甲が第1項の損害賠償金の支払を乙に請求することを妨げるものではない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 委託業務が第3条第2号の期間内に履行されず、又は履行される見込みがないと認められるとき。
- (2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の

事情にある者を含む。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(3) 前2号に定める場合のほか、この契約の条項に違反したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、甲に損害が生じたときは、乙がその責めを負うものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は一切その責めを負わない。

(契約の解除の申出)

第11条 前条に定める場合のほか、甲又は乙においてこの契約を解除しようとするときは、1箇月前までに甲又は乙に申し出るものとする。

(契約の終了又は解除の場合における措置)

第12条 乙は、この契約が終了したとき、又は解除のあったときは、甲の指示に従い、委託業務に関する一切の帳簿及び書類並びに現金を甲又は甲の指定した者に引き継ぐものとする。

(保証)

第13条 乙は、この契約の履行及び賠償について一切の責めに任ずるものとし、契約が終了し、又は契約を解除した後においても、1年間は委託期間中において生じた損害の賠償責任を有するものとする。

(市長への報告等)

第14条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第15条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令(静岡市の条例、規則を含む。)の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙両者記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 6 年 4 月 1 日

委託者 甲

受託者 乙

別 表

委託料の支払方法

支 払 区 分	支 払 金 額
第1回（4月分）	円
第2回（5月分）	円
第3回（6月分）	円
第4回（7月分）	円
第5回（8月分）	円
第6回（9月分）	円
第7回（10月分）	円
第8回（11月分）	円
第9回（12月分）	円
第10回（1月分）	円
第11回（2月分）	円
第12回（3月分）	円

【別紙 1】

清水区生涯学習交流館使用料徴収事務仕様書

1 委託する事務

辻生涯学習交流館、江尻生涯学習交流館、入江生涯学習交流館、浜田生涯学習交流館、岡生涯学習交流館、船越生涯学習交流館、清水生涯学習交流館、不二見生涯学習交流館、駒越生涯学習交流館、折戸生涯学習交流館、三保生涯学習交流館、飯田生涯学習交流館、高部生涯学習交流館、有度生涯学習交流館、袖師生涯学習交流館、庵原生涯学習交流館、興津生涯学習交流館、小島生涯学習交流館、両河内生涯学習交流館、蒲原生涯学習交流館、由比生涯学習交流館の使用料及び特殊器具等使用料徴収に関する事務

2 取扱場所

辻生涯学習交流館、江尻生涯学習交流館、入江生涯学習交流館、浜田生涯学習交流館、岡生涯学習交流館、船越生涯学習交流館、清水生涯学習交流館、不二見生涯学習交流館、駒越生涯学習交流館、折戸生涯学習交流館、三保生涯学習交流館、飯田生涯学習交流館、高部生涯学習交流館、有度生涯学習交流館、袖師生涯学習交流館、庵原生涯学習交流館、興津生涯学習交流館、小島生涯学習交流館、両河内生涯学習交流館、蒲原生涯学習交流館、由比生涯学習交流館

3 取扱日

委託期間のうち、静岡市生涯学習施設条例第 5 条第 2 項に定める休館日を除いた日とする。

4 取扱時間

午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

5 従事者の心得及び来館者への対応

- (1) 常に、静岡市職員に準ずる者としての心掛けをもって従事し、服装、言動等注意すること。
- (2) 生涯学習交流館施設及び設備の利用方法の説明を行うこと。
- (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 8 条第 2 項に定める障害者への合理的配慮の提供については、可能な限り、「静岡市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び「障がいのある人への配慮マニュアル」に基づき、市の職員に準じた対応に努めること。

6 徴収事務受託者証の掲示

清水区生涯学習交流館使用料徴収事務受託者は、静岡市長の発行する証明書（静岡市徴収事務受託者証）を提示すること。

7 使用料の徴収

使用料の徴収については、法令並びに静岡市生涯学習施設条例及び静岡市会計規則に基づきこれを行う。

8 現金の管理、納付及び帳簿類の作成・管理

- (1) 現金を徴収し、最寄りの金融機関に払い込むまでの間について、現金の安全な保管について、最大限の配慮をすること。
- (2) 徴収した使用料は、徴収した翌日（翌日が休館日の場合はその翌日）の原則として正午までに、静岡市の定めた様式の納付書を使用して、静岡市指定金融機関に払い込むこと。ただし、指定金融機関が休業の場合はその翌日とする。
- (3) 使用料の払込領収書は綴って保管し、甲から指示があったときは、速やかに提示すること。
- (4) 静岡市の定めた様式の出納金受払簿及び出納金報告書を作成し、各月分を翌月 7 日（ただし、3 月分は 3 月 31 日）までに甲へ提出し、その後、綴って保管すること。
- (5) 乙は、甲から指示があった場合、指示に従い帳票類を提出すること。

9 その他

この仕様書に定めのない事項又は質疑を生じた事項については、契約書によるもののほか、甲、乙双方協議のうえ処理するものとする。

【別紙 2】

個人情報の保護に関する取扱仕様書

(個人情報保護の基本原則)

- 1 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この協定で規定する業務を実施するにあたり、個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、この協定で規定する業務に関して、知り得た個人情報の内容を他人に知らせるはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

- 3 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においても、この協定で規定する業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は協定の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な管理)

- 4 乙は、この協定で規定する業務に関する個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止を図るため、管理責任者を特定し、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

- 5 乙は、この協定で規定する業務に関する個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、本人から直接収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定で規定する業務に関して知り得た個人情報を協定の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 7 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、この協定で規定する業務を実施するにあたって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

- 8 乙は、この協定で規定する業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(再委託等における個人情報の取り扱い)

- 9 乙は、甲の承認を受けて業務を再委託する場合は、再委託を受けた者との間で締結する契約書等に、この個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記しなければならない。この場合において、乙は、当該契約書等の締結後、速やかにその写しを甲に提出するものとする。

(事故発生時における報告)

- 10 乙は、この個人情報の保護に関する取扱仕様書に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

月例事業実施状況報告書

施設名： 生涯学習交流館

1. 生涯学習事業

講座回数		分野 現代的課題及び地域課題												分野 その他				参加 人数	新規 人数
主催	共催	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o	p		

講座中止回数[]

- 専門家が講師 社会情勢に適応 施設の特徴を活かした 社会的包摂の実現
 デジタルディバイド解消 生涯学習団体の立ち上げ・活動支援
 地域や学校と連携 行政機関や公共施設と連携 その他

- 専門家が講師 社会情勢に適応 施設の特徴を活かした 社会的包摂の実現
 デジタルディバイド解消 生涯学習団体の立ち上げ・活動支援
 地域や学校と連携 行政機関や公共施設と連携 その他

2. 社会教育事業

【高齢者学級】

【女性学級】

【家庭教育学級】

事業実施状況一覧(生涯学習事業)

資料5-1

施設名： 生涯学習交流館

番号	事業区分	講座名	回数	全回数	分野	ねらい・目的	事業内容	共催団体名	講師・肩書	講師種別	対象	会費	実施日	実施時間帯	募集人数	申込人数	受入人数	参加人数	新規人数	受講満足度		
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						

事業実施状況一覧(社会教育事業)

資料5-2

施設名: 生涯学習交流館

番号	事業区分	学級名	講座名	回数	全回数	分野	ねらい・内容	講師・肩書	講師種別	対象	託児有無	会費	実施日	実施時間帯	募集人数	申込人数	受入人数	参加人数	新規人数	受講満足度	
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					

年次事業実施報告書

1. 指定管理者の重点目標

2. 自己評価

3. 今後の課題

年次事業実施報告書(社会教育事業) 高齢者学級

資料 7 - 4

番号	施設名	高齢者学級							
		学級名	講座回数	分野	大学 専門家	募集人数	学級生数	延参加 者数	満足度
1	船越涯学習交流館								

年次事業実施報告書(社会教育事業) 家庭教育学級

番号	施設名	家庭教育学級						
		学級名	講座回数	分野	募集人数	学級生数	延参加 者数	満足度
1	船越涯学習交流館							

年次事業実施報告書(社会教育事業) 女性学級

番号	施設名	女性学級						
		学級名	講座回数	分野	募集人数	学級生数	延参加 者数	満足度
1	船越涯学習交流館							

年次事業実施報告書

施設名： 生涯学習交流館

1. 生涯学習事業

重点目標	
自己評価	
今後の課題	

2. 社会教育事業

(1) 高齢者学級

重点目標	
自己評価	
今後の課題	

(2) 家庭教育学級

重点目標	
自己評価	
今後の課題	

(3) 女性学級

重点目標	
自己評価	
今後の課題	

年次事業実施報告書

施設名： 生涯学習交流館

交流館まつり・学習発表会

番号	行事名	内容	種別	開催日時	参加団体数	来場者数
1						

広報事業

番号	印刷物名	内容	発行日	発行部数	配布先
1					

展示事業

番号	展示名	内容	展示物の提供元	開催日時
1				
2				

令和 年度 ホームページの保守管理状況報告

1 設置しているホームページ

2 保守管理の実施方法

業者委託により実施

- (1) 委託先 ○○○ ※業者名を記載
- (2) 委託内容 ○○○ (例) 運用管理、講座情報の更新、講座ページのレビュー数集計…

3 実施状況

- (1) 講座ページのレビュー数 別紙一覧のとおり
- (2) その他 特別な不具合等が生じた場合の対応状況等を記載

責任分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民対応	地域との協調		○
	指定管理業務の内容に対する住民からの要望等		○
	上記以外の事項	○	
政治・行政的理由による事業変更	政治・行政的理由により、施設管理・運營業務の継続に支障が生じた場合、または指定管理の内容変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の当該事情による増加経費負担	協議により定める	
不可抗力	不可効力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の市または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象）に伴う施設、設備の復旧経費及び業務履行不能に関わること。	○	
	新型コロナウイルスその他新たな発生した感染症等による管理運営の中断や対策等に要する経費	協議により定める	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類等の内容の誤りによるもの		○
施設・設備・備品等の損傷	指定管理者の故意または重大な過失によるもの		○
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（30万円以下の小規模なもの）		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（上記以外）	協議により定める	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等に関わること。		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合または期間中途に業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

*本表に定める事項で疑義がある場合または定めのないものについては、市と指定管理者が協議のうえ決定する。

